

第四十三回 参議院社会労働委員会會議録第二十六号

(四五七)

昭和三十八年六月二十五日(火曜日)

午後三時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 強君
理事 高野 一夫君
徳永 正利君
阿具根 登君
藤田藤太郎君

委員

加藤 武徳君
鹿島 俊雄君
亀井 光君
紅露 みつ君
竹中 恒夫君
九茂 重貞君
山下 春江君
山本 杉君
横山 フク君
杉山善太郎君
藤原 道子君
柳岡 秋夫君
小平 芳平君
林 塩君
村尾 重雄君

国務大臣

厚生大臣 西村 英一君
労働大臣 大橋 武夫君

政府委員

厚生省社会局長 大山 正君
労働省職業安定局長 三治 重信君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の会議に付した案件

○老人福祉法案(内閣提出、衆議院送付)

○職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木勉君) ただいまより開会いたします。

老人福祉法案を議題といたします。前回に引き続いて質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○藤原道子君 私、大臣にひとつお伺いしたいと思うのでございますが、結局、この間お伺いいたしました、どうしてもちよと納得がいかなかったのです。この法案は、お年寄りを大切にしよう、お年寄りの生活に希望を与えようというふうな気持ちから出てきておると思うのです。したがって、私は、憲法の十三条の規定からいたしまして、国民は、すべて人として尊重され、とあるというふうになっておりますので、これが社会に寄与したことによって尊重されるという考え方は、どうも老人福祉法の精神にひびいたりしないように考えるのですが、そういうふうには規定すべきではないかというふうに私は考えますが、大臣のお考えを伺いたい。

○国務大臣(西村英一君) もちろん人

として尊敬しなければならぬということとは、これは老人のみでなく、すべてに通用することです。しかし、この老人福祉法という法律を作ろうという趣旨は、憲法の趣旨はもうございまして、人口構成から申しまして、だんだん老人がやはり社会構成として多くなりつつある、現在も多いうえ、多くなりつつある。それに対して、やはり国がその老人に対して態度、それから、国民が老人に対してこうしてもらいたいという態度というふうなことをやはり一応規定づける必要があるのではないかと、御承知のように、もちろん人間として尊重されることはわかっておりますが、老人の人口構成としての非常にウェイトが重くなり、いろいろ働いてもらった経験を生かさないで、健康で働いてもらわなければならぬ場面も非常に起こってくる、こうして、やはり老人ですから、非常にハンディキャップができて、とうてい国家がめんどろをみなければならぬ必要も反面に起こってくる。そういうようなことのためにこういふ一つの法律が要るのではないかと、それでわざわざこの老人福祉法を作ったわけではございませう。人間として尊重しなければならぬというこのみでございませう。もう憲法の条項で十分まわっているのです。老人という一つの範囲の中で、国家あるいは地方公共団体は、あるいは国民は、どういふふうな心がまえで臨

まなければならぬかということをはっきりさせたい。それは非常に社会構成上のウェイトが重くなっているから、一つは、また、従来の考え方では、老人は非常にみじめな方でありまして、今までのような生き方ではないから、非常に不公平というか、非常に肉体的に当然ハンディキャップがでますから、その面については国家、地方公共団体、あるいは皆さんが老人に対して心がまえを持たなければならぬ、持つてもらいたい、こういうふうな意味を大いに生かしたいというわけで、それにはこの法律をもってしよう、こういうわけでございませう。

○藤原道子君 それだから問題にしているわけですか。私は、老人が非常に人口構成の上で比率が高くなっているけれども、だれだつて年とれば老人になるのですから、老人の責任じゃない。だからこういう法律が必要であるというところはわかる。私も望んでいました。けれども、だからこそ老人は多年にわたって社会の進展に寄与してきたから敬愛されるという表現になっているのです。私文は、けれども、それでなく、私が申し上げているのは、「すべて国民は、個人として尊重される。」これは憲法の十三条にはっきり規定されているのです。だから、せっかくあたたかい気持ちからここに生まれました老人福祉法、その老人福祉法に、わざわざ社会の進展に寄与してきた者として敬愛される、そういう言葉を使うのでなく、老人は人間として敬愛さ

れ、その福祉が高められなければならぬというほうが私は正しいと思う。それなのに、なぜわざわざこういうことをここに引き出してきたか、老人福祉法と銘打っているのです。それから、今、大臣は、国家を公共団体、それと国民が言われた。私は、それもこの前のとき質問いたしました。国民というものは抜けているのです。大臣からちよと出たように、年寄りが多くなつて困るというふうなことが一般によく言われている。そういうときに作る法律だから、私は、用語の上においても、その精神を貫く用語にしなければならぬというのを、私は繰り返して大臣のお考えを求めているわけですか。どうでしょう、それに対して。

○国務大臣(西村英一君) 人間として敬愛されなければならぬということも、それは言えると思いますが、そういう言い方もあるでしょうが、ともかく老人が敬愛されないような面があるものですから、というのは、年をとったために、家庭でも、あまり若い者はきらい、社会はまたこれをきらい。年寄りを雇うよりは若い者を雇ったほうがいいという、そういうふうな傾向がやもするとあるから、いや、それは困るのだよ君、やはり老人は過去の若いときとはそれぞれ社会の一員としてやってきたものなんだ。それだから、それはもう皆さん一様に年をとるものであるから、過去においては一様に国家の一員としてやってきたものだから、敬愛、愛さなければいかぬよ、こういうことを

言ったのでございまして、先生の、老人は人として尊重しなければならぬというところ、それは同意ではございませうが、やはりその表現の仕方と申しますか、社会の進展に寄与したということもおかしきはない。むしろ今の敬愛されない、老人がきらわれる面からいくと、やはり社会の一員として構成されておった大事な方であつたのだからと、言つたほうがその敬愛が強くなるのじやないか、こういうふうに私は思うのですが、そういう意味で先生のおっしゃること、それは間違いないといふことではありませんが、やはり老人がきらわれる現在の状態を、それはもう少しやいぬのだといふことを言うために、社会の一員として、社会の進展のためにやつてきた者じやないか、それでやはり敬愛しなきゃならぬのだ、そういう言い方をすると、これは決して間違つてはいないと、かように私は思つております。

○藤原道子君 私、年寄りがきらわれる、きらわれるといふ考え方で立法するからこういふことになると思ふのです。今の若い者だつて、きらつてゐる人もあるかしれないけれども、そういうもんじやないでしよう。私は、そういうまた一部に不心得な者、そういう人があるからこそ、この間も申し上げたように、国家、地方公共団体の責任といふことだけではないに、そこへ国民を入れて、若い者の中から老人を尊敬しなきゃならぬのだ、老人は人として尊重されなきゃならぬのだ、そうして、年とつてきて、どうしても若い者と比べると能力も劣るでしょうし、頭の回転もおくれるでしょう。けれども、その人にはその人なりの仕事

を与えようとするのがこの法律に出ているのじやないですか。そういう面からいって、若い人にも理解を深めていく、国民全体が老人を尊重していくのだといふことを私は明らかにすることが至当だと思ふのです。今、藤原先生の言われることも間違つてゐるほどでもないけれども、言われるけれども、そうすると、私、このことだけでも、もつともつと突つ込んでいかなければならないと思ふ。私は、憲法十三条の規定にも明らかにこうなつてゐるのです。「年寄り」とはなつてゐませんよ、「すべて国民は、個人として尊重される。」この精神でお年寄りもやはり尊重していくと、それで、一般に間違つた考え方を持っている人たちに、そういうことで指導していく、こういうことが私は望ましい、こう考へてゐる。私は、その点については、この法案をずっと見ましても、どこかにまだまだ恩恵的な、旧弊的な、さらに悪く言えば官僚的なものが流れていると思ふ。だから、まずその最初に、人として尊重されるといふことを明確に打ち出すべきである、こう考へてゐるのです。いかがですか。

○国務大臣(西村英一君) 人として尊重されるといふことは、もう憲法の条項だけで、実はそれ以上この老人福祉法でいふ言ひが必要もない。老人がきらわれると申しますが、まあきらわれるといふ言葉はちよつと語弊がありまされども、どつちかといふと、やはり敬愛されるわけですね。家庭でもやういふさういふ、それから、社会でもとかくやういふさういふからいふのは、うるさいといふのは、やつぱり経験を持つておつてゐる言ひものだから

ら、とかく敬愛されがちになる。それじやいかぬのだ、人間として尊重されたいといふのは、これは老人のみならずすべて国民に言へることでありまして、老人福祉法で特に老人を取り出して、やはり敬愛しなきゃならぬよといふ場合には、やつぱり社会の経験者じやないか、社会の進展に寄与してやつてきたのだ、君たちもやつぱり老人になるのだよと、これには書いてありませぬけれども、そういう意味でやつぱり敬愛しなきゃならぬのだと、こういうほうがこの「敬愛」が非常に生きると思ふのですがね。きらわれるといふ言葉はちよつと語弊がありまされども、どちらかといふと、やつぱりあまり好かれないうすからね。それを、そうじやいかないと、そうまあいいたいところですけどもね。その辺はちよつと御意見とは違ふかもしれませぬけれども、私は、実はこの第二条は、これでもつて非常にいいと思ふのです。そういう感じがいたしております。

○藤原道子君 結局、大臣と押し問合になるけれども、あなたも私ももう老人なんです。私は、老人だからきらわれるとか、老人だから特に社会に寄与したといふことを書かなければ一般の人の理解が得られないのだといふ考え、方そのものに間違いがある。だけれども、あなたと押し問合していても進みませんから、いづれまた次の機会に譲るといたしまして、大臣もその点はよくお考えになつていただきたいと思います。私は、この法案を見まして、いろいろどうも画一的な、恩恵的なものにとまた返るのじやないかといふような心配があるわけなんです。で、まあせん

だつても局長からお答えがあつたんですけれども、年寄りの日といふのを、今度はわざわざ「老人の日」と規定し、しかも、老人の日にやる仕事を、地方公共団体は、老人の日の趣旨にふさわしい事業を実施する」といふうなことが書かれておりますが、これは一体どういふうな事業を考へてゐるのか。どういふうに推進しようとしてゐるのか。その点について、なぜ老人としなきゃならぬか、実はきのう私は浴風園へ行つていろいろ話合つて来たんですが、老人の仕事に従事してゐられる人も、今「老人の日」とするよりも、年寄りの日を存続してほしい、どこへ行つてもそういう希望なんです。年寄りの日に非常に限りを持つてゐるのです。それをこの法律ができる、「老人の日」として、しかも、老人の日の仕事も何やら考へていらつしやるらしい。この二つについてちよつとまずお伺ひしたい。

○政府委員(大山正君) 第五条の「老人の日」の問題でございしますが、従来、十数年来、民間団体で、年寄りの日、あるいは年寄りの週間といふようなことで実際上行なわれておつたのを、この機会にこの法案の中に取り入れたわけでございます。まあ「年寄りの日」といふ言葉を使うといふことももちろん考へてみたわけでございますが、この法案がまあ老人福祉法と、それから全条文にわたつて老人といふ言葉を使つておりますので、この場合も「老人の日」といふように法律としては規定するのが適當であらうと、まあ一部には「年寄り」といふ言葉にやや反発するような空気もあるよ

うでございまして、「老人の日」といふ法律上の表わし方が適當ではあるまいか、かように考へたわけでございます。ただ、實際問題として、従来からやつてきた引き続きといたしまして、まあこれを年寄りの日と呼んでも差しつかえないと思ひますし、年寄りの日と併用して行事を行なつても、もちろん一向差しつかえない。まあ法律上の条文としては「老人の日」といふ名前にするほうが適當だらう、かように考へたわけでございます。

それから、「老人の日の趣旨にふさわしい事業」といふものは、特に具体的に予定してゐるわけではございせんが、何か老人の方々の集まり、あるいはまあ敬老会のようなこともございまいし、あるいは、また、老人御自身たちの何か集まり、あるいは老人クラブの集まりといったようなことでもよろしいわけでございますが、それぞの地方の実情に応じまして適當な事業を実施するようにみんなが努めるのだといふ趣旨の趣旨を表わすにとどめるという考へ方でございます。

○藤原道子君 老人と書いて年寄りと読ましてもいい、差しかえないといふのでなしに、私は、従来のほうが、まあ慣行上非常に国民に親しみのある年寄りの日と、法案を作るときでございしますから、やはりこういうふうにより明確に修正したほうがいいと思ひます。それから、地方公共団体に、「老人の日の趣旨にふさわしい事業を実施する」といふうなことが義務づけになるわけですね。ところが、それに対する費用の裏づけといふようなものが義務づけなければこれは効果が上がらないのじやないでしょうか。それは

何か考えていらつしやるのですか。

○政府委員(大山正君) 老人の日の行事に対する特別な地方に対する補助金というものは、現在のところございませぬ。老人クラブの費用につきまして補助をするように本年度の予算に計上しておりますが、御指摘になりました、特に老人の日の行事という名目では、目下のところ、予算がございませぬ。それそれの公共団体にお願ひするということになるわけでございます。今後何かこの日にふさわしい大きな行事として、国でも財政的に何か援助をする必要があるというようなことが考えられましたならば予算要求を行なうようにしたい、かように考えます。

○藤原道子君 私、予算の裏づけもないのにお年寄りの日とやって、十二年間もうやってきて、それをわざわざ「老人の日」と規定して地方公共団体に義務づけするわけです。それが費用の裏づけはない。それで伺いたいのですが、この法案立案の過程において、お年寄りの日を国の祝祭日にしようというふうなお話もあったように聞いておりますが、子供の日があり、成人の日がありするので、お年寄りの日を祝祭日というお考えはいかがなんでしょうか。

○政府委員(大山正君) 老人の日を国民の祝日とするということにつきましては、もちろん私も趣旨としてはけっこうなことであるというふうに考えているわけでございます。私ども自身、別にこれに反対であるとか何とかということは毛頭ございませぬ。ただ、国民の祝日に関しては別途の法律がありますので、そちらの関係もありまして、目下のところ、まだその

法律案に入れるという段階までは参りませんでしたので、私もといたしましては、さしあたり、この法案におきまして、祝日ではありませんが、老人の日というものを設けて老人福祉の推進に寄与することがよろしいのではあるまいか。なお、この例といたしましては、いわゆる体育の日、スポーツの日というふうなものがスポーツ振興法にありますが、そういうような例にならぬように老人の日を設けるということを考えました次第でございます。

○藤原道子君 それでは、これを祝日にしようというふうなことでその方面の関係と話し合われたことはあるのですか。

○政府委員(大山正君) 事務的な担当の関係の当局と話し合いをしたことはございますが、遺憾ながら実現いたしかねた次第でございます。

○藤原道子君 その反対の声があったというのは、どういう声があったんですか。

○政府委員(大山正君) 特に反対ということではございませんが、別途の法律が別に進行しておりますので、そちらに入れるまでに至らなかつたということでございます。

○藤原道子君 老人の福祉施設ですね、これに対して、今度は養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの三種に分類されているのですが、非常に複雑だと思つております。私は、これらの施設は一元化して、一つの老人ホームの中で総合的に運営していくというほうが望ましいのではないかと考えますが、いかがでございますか。

○政府委員(大山正君) 先生のおっしゃいます意味は、一つの施設の中に棟も分けていろいろなものをそれぞれ持つてはどうだろうかという御趣旨かと思ひます。それも確かに一つの考え方です。決して反対すべき理由は何もありませんが、現在まで、いわゆる生活保護法によりまして養老施設というものが相当数展開されておまして、この数も相当多いわけでございます。その中で、それをこの法案に生活保護法から削りましてこちらに持つていきたいというのを考えましたのと、それから、やはりいわゆる介護を要するような老人、寝たきりの老人につきましては、ひとつそういう人たちのための特別な老人ホームというものを今後発展させていくべきではあるまいかというふうな考え方、それから、いわゆる従来の生活保護法、今回の養護老人ホームに入るほどではありませんが、いわゆるボーダー・ライン階層の老人のために、有料ではあるが、費用が安いというふうな老人ホームがこの二、三年來できて参りましたので、そういう者もひとつこういうものに入れてやっていきたいというふうな考え方、一応分けてやっていくわけでございます。それと、それぞれの性格を異にしておるわけでございますが、お話しのように、一つの法人なりがこういう三種の施設をそれぞれ持ちまして、相互に連係を保ちながら運営していくというのがある。あるいは、先ほど御指摘のありました浴風園等もそのような姿になりつつあるわけでございますが、大きな社会福祉法人がありまして、こういう三種のホームをそれぞれ持ちまして、その老人の態様ごとに区分して入れるという形が最も望

ましい形である、かように思ひます。

○藤原道子君 この老人ホームは、アメリカあたりでは看護ホームと呼んでおるくらいなんです。老人ホームには医療施設があるのがあたりまえなんです。ところが、今の養老施設の全部じやございませぬ。多くは、しかも、軽費老人ホームなども、入所するときにちゃんと契約のようなものをもって、病気になるたら退所しなければならぬというところになっておるのです。神奈川県あたりでも、県条例の中に、病気がしたときには退所するということが明記されておる。この間、熱海の厚生年金老人ホームに参りまして、私、一泊して見たのです。ところが、あそこでも医療施設がない。やはり病気になるたときには退所するということになつておる。ところが、健康なときに家族と一緒にいるよりも老人ホームへ入つた人が、これが病気になるたかから帰つていかなければならぬ、そんな情ないことはないと思つておる。ですから、年をとればだんだんからだも自由を失つていく。老人病とか、いろいろな病気になる。そういうときに老人ホームに医療施設がないというところは、どういふわけか。ですから、私は、総合的に考えていくと、老人ホームは即看護する医療施設であると言つても過言でないくらいに私は考えておりますが、これについてのお考え。

○政府委員(大山正君) 老人ホームにつきましては、確かにお話のように、病気の病気のいろいろな配慮というものがどうしても必要でございます。この養護老人ホームにつきましては医師を嘱託するということにはいたしました。その費用を組むようにいたしてお

ります。それから、特別養護老人ホーム、これは看護を要するような老人でございまして、当然常勤の医師を置くというように考えております。それから、御指摘のありました軽費老人ホーム、これは実は老人のうちでも、割合に元気のいいと申しますか、健康な老人に安い費用で有料で入つていただくというふうな考え方にしてありますので、お医者さんの費用までは実は見込んでないのでございまして。したがって、そういうところで病気になるか移るか、あるいは病院に入院かというふうなことになるわけでございます。病気のかなり重い方をお世話するということだけの実質は人的構成をとつておらないためにお話のような欠陥が出てくるわけでございますので、今後、軽費老人ホームの入所費とにらみ合わせまして、これらの問題につきましては、さらに検討を加えて参るようになりたい、かように考えます。

○藤原道子君 政府の老人ホームでは医師を嘱託として置いてある。嘱託は一週間に一回くらいしか来ない。大体のところ見まして、一週間に一回しか医師は来ない。お年寄りは非常に不安だと言つておる。いろいろな施設を私もだいたい見て歩きまわしたけれども、老人ホームに入りまして、そこで終生みてもらえるというのでなければ、私は、老人ホームとは言えないと思ふ。アメリカあたりの老人ホーム、これなんかは非常に至れり尽くせりな——アメリカのまねはできませんとおっしゃつても、それなら中国に参りまして、非常に老人ホームは完備し

ておる。私は、愛情があるならば、年寄りには病気になるがちなものですから、そこに医療施設がないというのはむしろおかしい。したがって、この間、熱海を見ましたら、その上に東京都の養護施設があるので、伊豆山に。それから厚生年金の老人ホーム、それから、こちらのほうには一般の有料のホーム、三つでお年寄りが二百四、五十人もいるんじゃないですか。そこに医者がいないのですよ、三つとも。非常に不安がっている。それで一週間に一回交代でお医者さんが嘱託になつて来てくれるというけれども、それではどうもこの法の精神にあるようなあたらしい老人対策とはいえないと私は思う。費用がないからと言われましても、私は、それならば老人ホームといわないで、軽費老人ホームといつても、老人クラブならいい、終生を託する老人ホームとは呼べない。したがって、厚生省で今考えておられる軽費老人ホームも、同じく医療施設は置かないつもりですか。これを伺いたい。

○政府委員（大山正君） 軽費老人ホームにつきましては、現在のところ、看護婦さんを置くという程度でございまして、専門の医師をお願いするところまでは現在至っておりません。これは先ほども申しましたが、割合に健康な老人の方を収容するという考え方に基きまして、費用はできるだけ安い費用で入っていただけるようにというふうな考え方で進んでいるわけでございまして、今後の実情を見ましても、やはりどうしてもお話のような点につきましても、十分検討を加えて参る必要があるかと思ひます。

それから、養護老人ホームにつきましても、御指摘がありましたように、嘱託の医師をお願いしているわけでございまして、まあ老衰でございまして、毎日みるという必要があるというほどでもないと思ひまして、一応嘱託の医師をお願いしているわけでございまして、特別養護老人ホームは、これはどうしても始終医師の医学的管理下に置く必要があると思ひますので、これは常勤の医師を一人置くことにする、こういうふうな考え方でございまして、なお、養護老人ホームにつきましても、定員が百人以上になりました場合は、医師を嘱託でなく必置する、こういうことにしたいと思ひしております。

○藤原道子君 どうもまことにたよりがないのですよ。年寄りをほんとうに愛するならば、そこまで考えてやるべきだと思ひます。それから、私は、昨日、浴風園ですか、あそこは三つありますね、有料と、それから養護老人ホームと特別、まあ病院と呼んでいますが、あそこへ行つて見ると三つある。いろいろ聞いたけれども、それが一番好ましい姿だと、こういうことでございまして、この医療施設の問題については、特段の考え方をわざとわしいたいと思ひます。

それから、幾ら有能な人でも、あまりにも今の施設は人が少な過ぎるんじゃないですか。待遇が非常に悪い上に人が足りない。私、浴風園で聞いて参りましたら、一人二畳あてというのです。生活保護で入っている人は一人二畳あてで四百七十七名入っている。それから、病院のほうは二百六十五人入っている。それから、有料のほうは六十八人、これだけ入っているから八百十人ですか、これだけのところに職員は全職員で百七十四名なんです。ですから、どうしても手が回りかねる、過労になる。だから、このころは職員を得ようとしても、なかなかき手がないという。お年寄りを相手に、一日に三千枚くらいのおしめの洗たくもしなければならぬ。行つて見ますと、頭の下がるような働きでございまして、しかも、二十年、三十年働いていて、寮母さんでやつと二万円、その処遇で、この法律は作つたけれども、今後職員が得られるとお考えでございまして、八百人からの入寮者に対して百七十四名、しかも、百七十四名の中で、四十五人までは病院のほうで働いている人たちです。看護婦さんとか、お医者さんなど全部入れて百七十四名です。それから、四十五名を除きますから、百三十人ぐらゐで五百人以上の人の世話話をしなければならぬ。これで愛当だとお考えでしょうか。こうした基準で将来老人ホームが作られましても、真に老人の福祉と呼べるかどうか、非常に疑問を持つのです。まず第一に、二畳に一人ですから、大部屋に追い込みになつて、行つて見ると、ブーンとくさいのです。それで、何というか、とても人間が卑屈になつてゐる。あれでは、この法律で、私はあとで伺おうと思つておりましたけれども、相変らず老人ホームに「収容する」という言葉を使つてゐる。老人ホームに収容する、という、こういう言葉がこの法の精神に流れているのです。ですから、今の処遇で老人ホームは妥当であるとお考えであるか。もしそうでなかったら、どういふふうに改善しようとしてお

でになるか。さらに、二畳に一人の追い込みで、はたして老人の福祉に沿うものであるとお考えであるか、この点について伺ひたい。

○政府委員（大山正君） 従来の生活保護法によりまして養老施設、今回の養護老人ホームでございまして、居室につきましましては、大体お話のように、二畳を最低の基準にいたしまして、実際の問題として、やはり八畳の部屋に四人いるというのが通常の状態でございまして、それから、軽費老人ホームになりますと、大体一人三畳あるいは四畳半の部屋に一人、夫婦であれば二人で一室という形になつてゐるわけでございまして、将来の理想的な姿といたしましては、養護老人ホームにつきましても一人一室が望ましいというように私どもも考えております。ただ、現実の問題といたしまして、現在の形で四万二、三千人が入つてゐるわけでございまして、さらにあと三万ないし四万ぐらゐの施設が必要だというように考へておりますので、直ちに一人一室という理想的なところまで進むことは、現実の問題としては非常にむづかしいと思ひますが、将来の理想の姿としては、そういう点を目標にして進んでいきたい、かように考えます。

それから、職員の人数の問題でございまして、現在では、養護老人ホームにつきましましては、老人のほうの直接処遇に当たる職員が、寮母と看護婦を合せて、百人の定員で四人という職員でございまして、二十五人に一人という割合になるわけでございまして、定員百人の施設では、ただいま申し上げました寮母、看護婦のほかの職員と合せて、十三名とい

とい看護院でも、この子をよくして将来にと考える、そこに楽しみがある。

おしめを一日に三千枚くらい洗うそうです。こういう人のところでこれだけの人数でやれといったって、やれっこない。予算がないからやれないというならば、老人福祉に熱意がないと言われたって仕方がない。同時に、今、本法が成立いたしましたら職員を増員をしたいと思います。増員ができればいいと思いますが、特に、きのうは病院で看護婦さんが得られないで困っているというのをしみじみ言っている。このころは一番

大事な看護婦であるとか、助産婦であるとか、保健婦であるとか、保母さんであるとか、社会施設に働く人々たちを得ることに非常な困難性がある。ですから、法律を制定いたしましたときに、これらの人が得られる確信があるに、これらの人を得られないはずなんです。成してなければならぬはずなんです。法律ができればすぐ使わうわけですから。こういうことについての対策も立てておいていただくか。

○政府委員(大山正君) 職員の増員につきましては、ただいまお話がありました。が、やはり予算を伴いますので、来年度予算にこれはぜひ要求して実現をはかりたい。自信があるかというところでございしますが、これは努力するということ、ぜひともひとつその実現をはかりたい、かように考えます。それから、看護婦さんは、確かに一般の病院でもそうでございしますが、社会福祉施設ではなかなか得にくいという問題がございしますので、これはひとつ私どもも、またそれぞれの施設の長にも十分お願いしまして、確保に努力する

るようにいたしたいと思います。

○藤原道子君 私、法律を作るときには、それぞれの見通しを立ててお作りにならないといけない。私ほんとうにきょう驚いたのです。しかも、三十年勤めている人を含め、施設長を含めて、平均給与が二万円という、これではたいへんだと思います。ぜひその待遇について抜本的な対策をこの際考えていただかなければ、せっかく作った法律が死に法になるのじゃないか、法律の精神が十分生かされない結果になる。どんな施設も、運営していくのは人でございしますから、人を得なければ何にもならない、こう思っています。

それから、さつき触れましたが、「収容」という言葉は感じが悪いです。だから、これは老人ホームに入所せしめるとか、「収容」という言葉は非常にいやな響きがいりますが、いかがでございしますか。収容——どう考えますか。

○政府委員(大山正君) これは、この措置によりましてこういう施設に入れます場合に、ほかの法律におきまして「収容」という言葉を使っておりますので、ただそれを使いまして、ただで、収容といつても、特に何か悪い者を入れるとか何とかがいう意味じゃ毛頭ないわけではございしますので、語感と申しますか、言葉の感じとして、あるいは先生がおっしゃいますような感じがなきにしもあらずかと思いますが、別にそういう特別な悪い意味で使っているわけではございせんので、他の法律等の例によりまして使ったわけではございしますので、御了承いただきたいと思います。

○藤原道子君 この点は、「収容」という言葉は他の法律にあつたって、せっかくこんないい法律を御自慢してお出しになったのだから、こゝろでひとつこれも考えましょう。

そこで、お伺いしたいのですが、今度入所するのは六十五才なんです。養護老人ホーム六十五才、それから、定年制は今大体五十五才で、老人ホームに入るのは六十五才なんです。今まで六十で入れたのじゃないですか。定年制との関係はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(大山正君) 第十一条の一項の二号におきまして、いわゆる養護老人ホームに入れますのを一応六十五才以上というように書いたわけでございますが、六十五才以上を一応の線といたしましたのは、現在入っている人の年齢分布、あるいは配偶状況等から考えまして、六十五才以上のところと配偶者と別れる、あるいは死別しているという率が非常に多い。また、老衰現象等を見ても、六十五才以上の方々に老衰現象の方が多というように、一応の基準といたしまして六十五才という線を設けたわけではございしますが、その条文の第二項に参りまして、六十五才未満の者であつても、特に必要がある場合にはその措置はとれる。つまり養護老人ホームへ入れる措置をとることができるというように、二項で例外を設けておりますので、六十五才未満でありまして、特に必要がある場合には入れるといふことにいたしているわけではございします。なぜそれでは六十五才というような年令を一応書いたかということになるわけではございしますが、やはり全国に

六百幾つかからあります施設で、入れます以上、一応の基準を設ける必要があるろうと、かように考えまして、先ほど申し上げましたような理由から、一応六十五才とつたわけではございしますが、しかし、例外は絶対認めないというふうなものでは毛頭ございせん。二項におきましてそういう例外も認められるというように書いてあるわけではございします。それから、軽費老人ホームにつきましては、いわゆる措置ではございせんので、年令の制限等は別に設けておりません。

○藤原道子君 私は、法案審議のときには、大臣も局長も、いつもそういうふうにおっしゃる。地方へ行くと、現場においては、なかなかその実情に即してということが行なわれないのです。やまじいのです。それで泣いている人がたくさんあるのです。ほかの法律でも、生活保護にしても何にしても、本省で言われること、法案審議のときにお答えになったことが、下部末端では十分行なわれていない例がたくさんございします。したがって、今あなたが言うように、伸縮自在にやれる、必要があればということ、十分徹底しておいていただかなければ困ると思う。

○藤原道子君 それでは、今まで実施してこれらのおとりの資料をいただきたい。きょうでなくていいですが、資料の提出を求めます。私が調査した限りにおいては、あまりやられていないんです。ですから、私は、成人病対策さえも満足に行なわれていないのに、老人に対する健康審査、これが法案に現れておりますけれども、はたして効果的に行なわれるかどうかということについて非常な疑問を持つのです。ですから、成人病対策が十分行なわれていない、十分ではないけれども、この老人に対する健康審査は責任を持って行なうのだというふうな、成果が上げられるのだというふうな確信がおりなれるのかどうか、非常にたいへんなことであると思ひますので、この点について伺いたい。

○政府委員(大山正君) 老人福祉を考えます場合に、どうしても老人の健康の問題ということが一つの大きな重点になると思ひますので、第十条に規定しておるわけではございしますが、予算をもちまして市町村長にお願いして、六十五才以上の老人の方に対して、定期

的な健康審査を行なうということをや
ひやりたいたいということで立案してい
るわけでございます。お話のように、た
いへんこれはむずかしい仕事でござい
まして、成果を上げるためにはいろい
ろな努力が必要と思いますが、ぜひと
もひとつ成果を上げるようにやって参
りたい、かように考えます。

○藤原道子君 いつも法律を作るときにはそうおっしゃるのですけれども、法案がいざでき上がるとなると、なかなかそれをやらない。ほんとうにこれには特にこの際を押しておきたい。

それから、この法案を通じまして、また保健所の任務がたいへんふえてくる。ところが、今の保健所の職員の処

週の関係もあって、なかなか今現在ある保健所の仕事さえ満足に行なわれていないわけです。場所によれば医者がいない保健所さえある。私は、この際、保健所の充足率をちよつとお伺いしたいのですが、これは係でないからわからないですか。——それでは、この法案審議の上において非常に大切なことでございますから、この次の委員会までに、この現在の保健所職員の給与の実態と、それから、充足率を資料として御提出を願いたい。これを強く要望したしておきます。で、今、保健所では医者の特遇が悪過ぎるのです。保健婦さんの仕事が過重なんです。ですから、今でさえ人が足りないところが、だんだん何かの法案ができるたびに保健所の任務は重くなつてきておる。そこへもつてきて、またこの老人福祉法で仕事が過重されてくる。これでは言うべくして行なわれるはずがない。どうしても環境衛生の問題からいっても、あるいは結核対策からいっ

でも老人対策からいっても、保健所を早急に充足していかねば仕事はできない。私が知り得る限りにおきましては、六〇％くらいの充足率じゃないかと思うのですよ。いいところで六五％くらいじゃないかと考えるわけです。そこで、局長は御関係者でないかからいたし方ありませんが、大臣に、今のような保健所の充足率で保健所の機能が發揮できているとお考えか。さらに、今後、老人福祉法が制定されると、保健所の仕事が非常に過重されてくる。そういう場合にどう対処しようとお考えになっておいでになるか、これは大臣から、大綱でけっこうですから、御答弁願います。

○国務大臣(西村英一君) 保健所をもちらこちら回って私も少し見ましたですが、充足率六五%というような、そんなことはないと思います。今数字は的確に覚えておりませんが、平均いたしまして、ただ、ある職種によりまして、大事な職種ですね、たとえば医者とか、看護士や薬剤師のような職種について、給与が悪いくからなかなか得がたいというようなことはあります。しこうして、今いろいろ要望の面におきましても、いろいろこの保健所の任務が、おつしやいましたように、過重になりつつあります。一体、この保健所を現在のような受け持ち区域でやったほうがいいかどうかどうだろうか、機構上もう少し考える必要があるんじゃないか、相当な広い区域を持つておるわけです。で、同じような規模でもってどこもこれもやっておりますから、そういうやり方よりは、やはりセンター、ステーションを作つて、そして田舎のほうには規模が小さく、郡所みたい

にしてやったほうがいいんじゃないか。今、保健所はどれも同じような人数の大小はありますけれども、同じような規模でやっておりますが、いろいろ機構上、つまり所管区域の考え方を、それを一つ考え直すほうがいいのじゃないかと思っております。いずれにいたしましても、保健所にかかります業務が非常にふえています。

今回のこの健康診断をするということになれば、これはたいへんな保健所の任務過重になるわけでございます。十分考えなければならぬと思います。ことに、なくてはならぬ職種、それは十分な充足をしなくちゃいけないと思います。それから、健康診断の問題ですが、

これはまあこの法律の中心になるものじゃないかと思っておるわけです。ところが、三十八年の予算は、これはとことんまでやるような予算が実は組まれておらないわけでございますが、このやり方にいたしましても、たとえば巡回車を置いて、これを田舎のほうなら回せる、六大都市はそう巡回車を置いてというわけにはいきませんが、あくまでも保健所に来ていただくということになりますけれども、他の県は巡回車を置いて回したほうがいいのじゃないか。巡回車を置くということになりますと、保健所ごとに巡回車二千万円も三千万円もする車を置くわけにはいきませんので、やはりセンターをどこか県なら県に作って、そうして時日をきめて巡回車を回せるというような、これはそうでもしなければ、いなかから出てきて一々健康診断をするというようなことはとても行なわれないのではないかというような、いろいろの問題があるわけでございます。した

がいて、今、先生のおつしやい
したようないろいろな点につきま
で、来年は十分な態度をもって臨ま
なければならぬと思っております。い
ろんなお話がありましたが、結局は私
どものこの福祉法を作りましたこれ
を契機にいたしまして、ますます老人福祉
社を考えなければならぬと考えます。
実は、今年度の予算も、従来の予算に

比べますと、従来は、三十四、五億圓くらいの子算でしたが、ことしの子算は、四十七億圓くらいになっておる。そんな金でも、なお、先生からおしかりを受けるような程度にしかなくておられない。したがいまして、福祉法が幸いにいたしまして成立しますれば、こ

それはひとつこの福祉法にふさわしいような方法を、機構の面におきましても、それから、その施設の従業員の処遇の問題にいたしましても、特段のことをひとつ考えなければいけないのじやないか、かように思つて、大いに努力いたすつもりであります。

○藤原道子君　今、保健所の充足率のことでございますが、これは十分お考えいただき、実態を資料としてお出し願ひたい。

それから、いなかと都会という格差をとというようなお話でございますが、一律でやつてゐるわけでなし、今でも格差はあると思ひます。ですから、中央部をよくするために、いなかを犠牲にするようなことをやられては困る。私は、いなかのほうがもっと大事だと思つておりますから、こつちをよくするために片方が犠牲になるというやうなことでなしに、今、大臣が確信をもつて御答弁になりましたように、どうか保健所の業務が、もっとその使命

が達成されるように強化、拡充されま
すことをほんとうに私は心からお願
いしたいと思います。ぜひこの次の委
員会までに資料の御提出をお願いし
たいと思います。

私の本日の質問はこの程度にいた
します。

○藤田藤太郎君 厚生大臣にちよ
つと今の藤原委員との関連において
質問をさせていただきます。

しておきたいと思うのです。基本的な問題で、藤原委員が一番初めに触れられた、国民全体としての老人に対する敬愛という問題が出ておる。どうも慈善や恩恵というにおいが——そういう観念を頭に入れてこういうものを作ったのではないか。質疑を聞いていますと、どうも年寄りには憎まれるとか、どうもいやがられるというような質疑があつたことは、非常に私は残念だと思つてゐるのですけれども、そういう質疑があつたわけです。私もだんだん聞いていると、「収容」という言葉が出てきたり、それから、老人の日というけれども、言うだけの日になつてしまつたり、成人の日という祭日があつたりするのに、老人のときにはそういう問題がない。私は、どうもそこあたりの話をずっと聞いてくると、藤原委員が一番初めに言われたようなことが、どうもやはり少し論議しておかなければいかぬのじやないかという気がここです。起つて参る。だから、やはりお年寄りは社会に貢献されて、経験もお持ちになつてゐる、この三つの条項にも入つていますが、そういうものが、健康で知識ある人格者として、老人を、国民全体の敬愛の中で、みんなもつて守つていくという、そういうところに落ちついていかなければ、真

ンスがとつていけるところに近代国家の姿がある。ですから、年金というものが、非常にわれわれからいって、多額の年金が支給される。私はよくここで言うわけでありませうけれども、日本の国民所得の平均のちよど倍の、フランスが二万八千四百六十五才の人に年金を出している。日本は、公務員とか国家企業のそういうものにはあります。ようやく順次年金として進んで参りましたけれども、その他の国民においては、老人を守るといふ処置は、この間できまして国民年金——四十五年後に三千五百円、七十才以上の人に千円、このところには私はやはり力を入れていたで、そうしてここに出てくるような、ホームであるとか健康診断であるとか、そういう特別な処置がつけ加えられるところに老人福祉法の建前があるのではないかと。そういうところが十分に貫かれていないで、そのところがちよど假いていかれて、そしてこのいろいろの処置をやられる。私はこれは反対をいたしません。努力されてこういう処置をおやりになつていただくわけですから、反対いたしませんけれども、老人の福祉をやつていく、たとえば今日まで社会に貢献していただいた、われわれの歴史を作つていただいた、われわれの進歩する近代国家を作つていただいた老人に対しては、社会全体で、これは暮らしかる医療から、病氣に対しても保障して、一般的なものの以上に所得を保障しようというところじゃないかというの、私は、近代国家の流れではないか、こう思うのです。だから、そのところあたりが欠けてどうもこのところに出てきたりしますから、言葉が「収容」とい

う言葉になったり私はするのだと思うのです。老人の日といつて皆が守るといふときに、成人の日といふのを最近もやつたから、こはもう言うだけだといふことになつてしまつたりするのではないかと。このところが疑問点なんでしょう。それを私はさつきから希望として言つたわけですから、どうもそここのところが十分理解されなかつたからちよつとおしやべりするようになりましてけれども、しかし、これはいづれこの法案の審議にあつては、何も厚生大臣を責めていくわけじゃありません。日本の国民の幸福、日本の国が繁榮していくという道すがらにおいて、どうしてもこれは福祉を高めていかなきゃならぬ問題ですから、攻撃をするという立場じゃないけれども、そこらあたりの食い違ひがこの法案の中に出てきている。そういう考えがあるわけですから、そういう点を藤原委員が突いておられるのだと、私は聞いていて思ひました。だから、そこらあたりで、いづれ次の委員会にまた議論を少ししてみたい、これは全体の国民のためにしてみたいと私は思つておりますから意見を申し上げたわけです。

○国務大臣(西村英一君) 今、藤原さんのおっしゃる通りに、この老人福祉法で老人全部の福祉が守られるというわけじゃございませんので、おっしゃいましたように、この所得保障なんか最も大事でございませうけれども、それは別な法律でやつておるからこの中に入れなかつたというだけでございまして、大体私は、今おっしゃいましたことについて、別にそれは間違つておるというふうなことは全然ありません。

同感でございます。ただ、この法律案は、この範囲内において老人の福祉をはかりたいといふことを試みた法律でございまして、たまたま「収容」といふような字句がありました、これもほかの法律にあるのをこへ引つぱつてきたというだけの意味でございまして、適当かどうかは知りませんが、別に他意あるわけではございませんから……。

○委員長(鈴木強君) 本法案に対する質疑は、本日のところはこの程度にとどめます。

○委員長(鈴木強君) 次に、職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。

大橋労働大臣。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいま議題となつた職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

わが国の雇用失業情勢は、経済の高度成長のもとにおいて、全般的には著しい改善を遂げ、現行失業対策制度の創設当初に比べ、著しく変貌するに至つております。すなわち、雇用の大幅な増加、失業の減少のほか、労働市場の需給関係にも著しい改善がみられ、若年労働力、技能労働力を中心として、労働力不足のささげ聞かれるに至つております。

このような情勢にもかかわらず、失業対策事業の運営を見ると、全般的に就労者の固定化、老齢化の傾向が著しく、制度創設の趣旨に反し、民間雇用への復帰が著しく困難な実情にあります。

すはか、事業実施の面においても種々の問題が指摘され、制度の検討を要する声が各方面から生じて参つておるものであります。

このような事態にかんがみ、労働省といたしましては、昨年五月、失業対策制度のあり方について学識経験者に調査研究をお願いし、その報告を受けて失業対策制度の刷新改善の構想を固め、昨年十月雇用審議会に諮問したところであります。

この構想は、失業対策としては、中高年令の失業者を重点として、これに積極的な職業訓練、職業指導等を行なひ、その就職を促進するとともに、それでもなお就職できない失業者につきましては、就業の機会を与えることとし、失業対策事業は、就労者の能力等にふさわしい運営をして参らうとするものであります。

雇用審議会におきましては、この構想について慎重な審議が行なわれ、昨年十二月中旬答申をいただき、去る二月四日最終的な答申をいただき、その趣旨を尊重して構想に再検討を加え、ここに職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案として提出した次第であります。

次に、その内容について概略御説明申し上げます。

従来、失業対策事業に就労する人々は、中高年令者等、就職のむづかしい失業者が多く、しかも、十分な職業上の指導または訓練の機会もないままに失業対策事業に就労しており、そのことが今日見られるごとく就労者の固定化、老齢化を招く大きな原因となつておることにかんがみまして、今後は中

高年令失業者等に対しては、積極的な雇用対策を講じ、その就職の促進をはかるため、職業安定法の一部を改正することといたしました。すなわち、第一に、中高年令失業者その他就職が特に困難な失業者に対しては、労働大臣が定める計画に従つて職業指導、職業紹介、公共職業訓練、職場適応訓練等の一連のきめ細かい就職促進の措置を講ずるものと、このため職業訓練施設の飛躍的拡充等、職業訓練の強化をはかりますとともに、公共職業安定所に就職促進指導官を配置する等、その指導能力の向上をはかることといたしました。第二に、このような措置を受けている者に対しましては、その就職活動を容易にするにとともに、生活の安定をはかるため、就職指導手当または職業訓練手当を支給することといたしましたのであります。

次に、失業者の能力等に見合つて失業対策事業を再編するとともに、事業の適正な運営をはかるため、緊急失業対策法の一部を改正することといたしました。すなわち、第一に、失業対策事業につきましては、失業者の技能、体力等を考慮して、これにふさわしい事業の種目を選ばせるとし、また、労働大臣が事業の種目、規模等を決定するにあつては、地方公共団体の長の意見を聞く等、地方の自主性を尊重することとするともに、失業対策事業として、失業者が就労事業と高齢失業者等就労事業とを行なうことといたしました。

第二に、失業者が就労事業に紹介する失業者は、原則として、さきに申し述べました職業安定法に基づく就職促進の措置を受け終わつてなお就職でな

い者と、例外的に地域の失業情勢から見て特に必要があると認められる場合は、就職促進の措置を受け終わらなくとも失業者が就業に紹介することとすることができるといたしました。なお、現在、失業対策事業に紹介することとしております。

第三に、就労者の賃金については、現行のいわゆる低賃金の方式にかえ、その地域の類似の作業に従事する労働者の賃金を考慮して、地域別に作業内容に応じて定めることといたしました。

さらに、従来のいわゆる夏季、年末における特別措置については、臨時に支払われる賃金として特定の定めをなし得るよう、その根拠を明かにいたしました。また、労働大臣は、これらの賃金の決定にあたっては、新たに設置する失業対策事業賃金審議会の意見を聞くことといたしております。

第四に、事業の適正な運営をはかるため、事業主体に運営管理規程を作成させることといたしました。

第五に、国または地方公共団体等は、高年令の失業者またはこれに類する失業者に就業の機会を与えるため、高齢失業者等就業事業を実施することといたしました。この事業は、就労者の特性を十分考慮して事業の種目の選定および運営を行なうとともに、賃金についても特別の配慮を行なうこととしております。なお、この事業は、昭和三十九年四月一日から施行することといたしております。

以上のほか、本改正案の附則におきまして施行期日、経過措置を定めるとともに、その他関係法律の条文について所要の整備をいたしております。

以上、簡単にございましたが、この法律案の提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鈴木強君) 本日は提案理由の説明聴取のみにとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

六月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、失業対策事業に従事する労働者に一時金支給に関する請願(第二九四九号)(第二九五二号)

一、東京都の入所命令B区分結核患者数の大削減指示撤回等に関する請願(第二九六三三号)(第二九六九号)(第二九七〇号)(第二九七一号)

一、結核による身体障害者のためのコロニー建設等に関する請願(第二九七二号)(第二九七三号)(第二九七四号)(第二九七五号)(第二九七八号)(第二九八九号)(第三〇二七号)

一、健康保険の傷病手当金の給付期間、給付率改善等に関する請願(第二九七六号)(第二九七七号)(第二九七八号)(第二九七九号)

一、結核患者に対する生活保護法の基準生活費の引上げ等に関する請願(第二九八〇号)(第二九八一号)(第二九八二号)(第二九八三号)

一、国立療養所、病院の給食費引上げ等に関する請願(第二九八四号)(第二九八五号)(第二九八六号)(第二九八七号)

一、業務外せき損傷患者保護に関する請願(第三〇五号)

一、業務上の災害による外傷性せき損傷患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願(第三〇〇六号)

一、失業対策事業打ち切り反対等に関する請願(第三〇二六号)

第二九四九号 昭和三十八年六月八日受理

失業対策事業に従事する労働者に一時金支給に関する請願

請願者 鹿児島市郡元町新川七ノ六 横山セイ

紹介議員 西郷吉之助君

鹿児島県の失業対策事業に従事する労働者の退職者に対しては、ぜひ一時金支給の処置をとられたいとの請願。

今回、政府において計画された失業対策事業の刷新改善構想に基づく法改正については、これを故意に曲解して失対打ち切り反対と称し、全国的反対運動が見られるようであるが、失対法の根本趣旨と、経済の異常な成長に伴う労働需給の観点からしても、法的改正の措置は理の当然であり、まして本実施を早急に実現するよう協力を惜しまないものである。しかし、経済基盤の浅い鹿児島県においては、他へ転出する適当な職場を求めることは至難であるから、請願者達が早急に独立しうる施策として、前記のごとき措置を講ぜられたい。

第二九五二号 昭和三十八年六月十日受理

失業対策事業に従事する労働者に一時金支給に関する請願

請願者 鹿児島市鴨池町五五七 森清子

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第二九四九号と同じである。

第二九六三三号 昭和三十八年六月十一日受理

東京都の入所命令B区分結核患者数の大削減指示撤回等に関する請願(三通)

請願者 東京都北多摩郡清瀬町下清戸九四六東京都患者同盟内 釘崎英喜外二名

紹介議員 藤原 道子君

結核対策の後退を食い止め、結核の撲滅を期するため、

一、東京都に示されたB区分の削減を直ちに撤回すること。

二、結核予防法の入所命令のA B区分を直ちに撤廃すること。

三、結核予防法の入所命令患者のために生活費の支給を、結核予防法で規定すること。

以上の実現を図られたいとの請願。

れない。千四百名の削減は、半なおりの患者を退院させるという危険をもたらしものである。

入所命令のA B区分は結核予防法の著しい後退である。東京都の全保健所長会議でもこの点が指摘され善処の方の要望が行なわれたし、都議会でもこの撤廃決議がなされ、政府に意見具申が行なわれたというこれらの事実によつても、A B区分の措置の弊害の多大であることが判然としている。

結核はまだ長期の療養を必要とし、その上患者の世帯の生活を著しく脅かしている。社会保障の充実によつて進歩した医学医療の恩恵を受けようようにすることが当面の結核対策の重点とすべきである。

第二九六九号 昭和三十八年六月十二日受理

東京都の入所命令B区分結核患者数の大削減指示撤回等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町下清戸九四六東京都患者同盟内 田中秀樹外一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二九六三三号と同じである。

第二九七〇号 昭和三十八年六月十二日受理

東京都の入所命令B区分結核患者数の大削減指示撤回等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町下清戸九四六東京都患者同盟内 田中秀樹外一名

この請願の趣旨は、第二九六三号と同じである。

第二九七一号 昭和三十八年六月十二日受理

東京都の人命令B区分結核患者数の大削減指示撤回等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

下清戸九四六東京都患者同盟内 小河原章太郎外一名

紹介議員 鈴木 市蔵君

この請願の趣旨は、第二九六三号と同じである。

第二九七二号 昭和三十八年六月十二日受理

結核による身体障害者のためのコロニー建設等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町 下清戸九四六東京都患者同盟内 田中秀樹外一名

紹介議員 須藤 五郎君

結核による低肺機能者とかリエス身障者のため、

一、民間団体のコロニー建設に国家の援助の手をさしよるべし。

二、結核重度身障者のための単独法を制定し、欧米諸国のような保護工場と収容施設を国の費用で作ること。

三、身体障害者福祉法の適用が受けられるようにすること。

等の実現に努力せられたいとの請願。結核医学特に化学療法と外科手術の進歩によつて、不治の病もなおる病気になるが、呼吸不具といわれる低肺機能とかリエスの後遺症が残れるように

なつた。

通常人の半分以下の肺機能しかもたない者の生活は悲惨なもので、階段を上下するのにも死ぬ苦しみを味わなければならず通常の労働は全く不可能であるが、これらの人々を救う法律はわずかに、生活保護法と身体障害者福祉法だけである。この人達の社会復帰の意欲は高いのであるが後遺症のため困難になつてゐる。

東京都内には肺機能が通常者の四十五パーセント以下の患者が二万五千人から三万人いると推定され、これらの人達を救うためには、欧米先進国で行なつてゐるような保護工場の設置が望ましい。

現在、社団法人全国コロニー協会と国立村山療養所の退院者と患者会、一般の有志で組織してゐる結核重度身障者援護協会では、それぞれ低肺機能者とかリエス身障者のために、収容授産施設（コロニー）の建設に具体的に取り組んでゐるが、土地と資金面で大きな障害に突き当つてゐるから、前記事項の実現を計られたい。

第二九七三号 昭和三十八年六月十二日受理

結核による身体障害者のためのコロニー建設等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町 下清戸九四六東京都患者同盟内 小

河原章太郎外一名

紹介議員 鈴木 市蔵君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

二日受理

結核による身体障害者のためのコロニー建設等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町 下清戸九四六東京都患者同盟内 渡辺賢太外一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第二九七五号 昭和三十八年六月十二日受理

結核による身体障害者のためのコロニー建設等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町 下清戸九四六東京都患者同盟内 釘崎英喜

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第二九八八号 昭和三十八年六月十二日受理

結核による身体障害者のためのコロニー建設等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山町野口八九六結核予防会保生園患者自治会内 大塚一江

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第二九八九号 昭和三十八年六月十二日受理

結核による身体障害者のためのコロニー建設等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

三日受理

野塩六八〇 木幡明彦 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第三〇二七号 昭和三十八年六月十二日受理

結核による身体障害者のためのコロニー建設等に関する請願

請願者 東京都世田谷区祖師ヶ谷一ノ、〇二五至誠 会内千歳会内 深井正之

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第二九七六号 昭和三十八年六月十二日受理

健康保険の傷病手当金の給付期間、給付率改善等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町 下清戸九四六東京都患者同盟内 小河原章太郎外一名

紹介議員 鈴木 市蔵君

現行健康保険制度には欠陥が多いから、左記事項の実現に努力せられたいとの請願。

一、傷病手当金は直るまで給付し、十割支給すること。

二、すべての治療（健康診断など）一切の予防給付も含めて、は転帰まで無制限に給付すること。新薬エチオナミドの予算を増額すること。

三、療養費払制度、差額徴収制度は実施しないこと。

昭和三十三年の健康保険法の改正で、

被保険者が医者にかつた場合、被保険者から医療費の一部負担させる制度が生れたが、これは高い保険料を被保険者から徴収した上でのことであり、大きな欠陥といえる。

また、療養期間中、一年半、傷病手当金が入院者の場合、世帯持ちに標準報酬の六十パーセント、独身者は四十パーセント支給されるが、これは、全く期間が短いし、給付額が低いといわざるを得ない。

次に、新しい治療（特効薬の使用その他）を受ければ、容易に直るのに、健康保険で認められていないため、回復の期をいつてしまふ例が非常に多い。特に、結核患者の抗結核剤など、その最たるもので、カナマイシンの使用が許されるまで五年もかかつており、最近認められたエチオナミドもその例外ではない。しかも、このエチオナミドは年間八億円の予算しか組まれておらず、これは、事実上の制限診療である。

更にこの制限診療の打開策として、療養費払制度と差額徴収制度の設置が考えられてゐるが、これらは、被保険者が大きな負担を背負わされるもので、結果的に制限診療の強化ということになりかねず、厚生省では、弊害が取り除かれる見通しがたてば実施したいといつてゐるが、この制度の実施は健康保険制度の破壊につながり、ひいては、わが国のあらゆる医療保障制度の破壊を意味するものである。

第二九七七号 昭和三十八年六月十二日受理

健康保険の傷病手当金の給付期間、給付率改善等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

健康保険の傷病手当金の給付期間、給付率改善等に関する請願

健康保険の傷病手当金の給付期間、給付率改善等に関する請願

健康保険の傷病手当金の給付期間、給付率改善等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

下清戸九四六東京都患
者同盟内 田中秀樹外
一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二九七六号と同じである。

第二九七八号 昭和三十八年六月十

二日受理

健康保険の傷病手当金の給付期間、給付率改善等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

下清戸九四六東京都患
者同盟内 渡辺賢太外
一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二九七六号と同じである。

第二九七九号 昭和三十八年六月十

二日受理

健康保険の傷病手当金の給付期間、給付率改善等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

下清戸九四六東京都患
者同盟内 釘崎英喜
参三君

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二九七六号と同じである。

第二九八〇号 昭和三十八年六月十

二日受理

結核患者に対する生活保護法の基準生活費の引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

下清戸九四六東京都患
者同盟内 釘崎英喜
参三君

紹介議員 野坂 参三君

生活保護法を適用されている長期入院の結核患者に対し次の改善措置を講ぜられたい。一、基準生活費を現行の二倍に引き上げること。二、入院患者の日用品費を三千元に引き上げること。三、盆暮の二回、一時扶助として基準生活費一箇月分を支給すること。

基準生活費を例にとると、成年男子の一箇月平均三千三百余円が飲食費とその他の経費となっており、一日わず

か九十円の食費である。これは東京都二十三区に住んでいる場合で、農村地帯では一日六十三円という低さである。野犬留置場の犬の食糧が一日五十

余円といわれており生活保護者は野犬並みといわざるを得ない。更に毎月日用品費として千五百七十五円支給されているが、この金額では日用品購入に

もことかく有様である。又、期末一時扶助が十二月に東京の場合、三百五十円支給されるが、この額では子供の新しい下着類も買えないから、この一時

扶助もわが国の慣習に従って盆暮の二回、人並みに近い衣がえができるよう保障されたい。

第二九八一号 昭和三十八年六月十

二日受理

結核患者に対する生活保護法の基準生活費の引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

下清戸九四六東京都患
者同盟内 田中秀樹外
一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二九八〇号と同じである。

第二九八二号 昭和三十八年六月十

二日受理

結核患者に対する生活保護法の基準生活費の引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

下清戸九四六東京都患
者同盟内 渡辺賢太外
二名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二九八〇号と同じである。

第二九八三号 昭和三十八年六月十

二日受理

結核患者に対する生活保護法の基準生活費の引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

下清戸九四六東京都患
者同盟内 小河原章太
郎外一名

紹介議員 鈴木 市蔵君

この請願の趣旨は、第二九八〇号と同じである。

第二九八四号 昭和三十八年六月十

二日受理

国立療養所、病院の給食費引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

下清戸九四六東京都患
者同盟内 釘崎英喜
参三君

紹介議員 野坂 参三君

国立療養所、病院が名実ともに地域の医療に責任をもつ中心機関としての役割を果たし、何人も医療、看護、給食、設備の面で不安なく療養に専念できるようにするため、

一、国立療養所、病院の給食費を百七十円以上に直ちに引き上げること。

二、国立療養所の二割引廃止はやめると同時に国立療養所長権限の軽費減免制度を大幅に拡大適用すること。

三、基準看護、基準給食、基準寝具の取入れはやらないこと。

以上の実現を期せられたいとの請願。

国立療養所、病院における給食の純材料費は一日わずか百二十四円足らずである。これにくらべて東京都立病院は百三十五円、一般私立は百五十円以上使用している。平均月三千円程度の補食費を使わねばならない。給食は治療の一形態であることを考えて給食費はこれをすみやかに改めるべきである。

国立療養所、病院の営利化が目に見えて進んでいることは非常に残念である。現在国立療養所の入院費は公、私立病院の入院費より二十パーセント割引徴収されているが、これは国の医療機関として当然の措置である。二割引廃止の方針などは直ちに撤回すべきである。

国立療養所に基準看護、基準給食、基準寝具を取り入れることになると、患者一人当たり一日約百五十円の増収となり患者の負担が増大する。国の経営する医療機関は患者の負担によつて充実させるべきではなく、当然国の責任において三基準の内容に匹敵する設備充実を図るべきである。

第二九八五号 昭和三十八年六月十

二日受理

国立療養所、病院の給食費引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

下清戸九四六東京都患
者同盟内 小河原章太
郎

紹介議員 鈴木 市蔵君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第二九八七号 昭和三十八年六月十

二日受理

国立療養所、病院の給食費引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

下清戸九四六東京都患
者同盟内 田中秀樹外
一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三〇〇五号 昭和三十八年六月十

三日受理

業務外せき損傷患者援護に関する請願

請願者 神奈川県小田原市風祭

四二二国立箱根療養所
内 小野田左門外五十
七名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二四四号と同じで

ある。

第三〇〇六号 昭和三十八年六月十三日受理

業務上の災害による外傷性せき髄障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願

請願者 神奈川県小田原市風祭

内 鶴岡之臣外五十八名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第三〇二六号 昭和三十八年六月十三日受理

失業対策事業打ち切り反対等に関する請願

請願者 新潟県西津市湊二二五

山本ヒサ子外千二百三十八名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

六月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は五月七日)
一、職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)
職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案

附則

(施行期日)

第一条 この法律中職業安定法第二

十六条の改正規定、この法律による改正後の緊急失業対策法第三章の二の規定及び附則第三条の規定は、昭和三十八年四月一日から、

この法律による改正後の緊急失業対策法第十一条の二の規定は、昭和三十九年四月一日から、その他の規定は、昭和三十八年十月一日から施行する。

六月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

目次中「第二節 事業及び適正化規程(第八条―第十四条の八)」を「第二節 事業、適正化規程及び組合規約(第八条―第十四条の十二)」に改める。

第二章第二節の節名中「及び適正化規程」を「適正化規程及び組合規約」に改める。

第八条に次の一項を加える。

5 組合は、その事業に関し組合員のためにする組合規約を締結する

ことができる。
第八条の次に次の二条を加える。
(行政庁への協力)
第八条の二 行政庁は、この法律及び第二条第一項各号に掲げる法律の円滑な実施を図るため、屈出又は申請に関する指導、健康診断の実施、広報活動その他これらの法律の施行に関し必要な事項について、組合をして、協力させることができる。

(事業者台帳の作成)
第八条の三 組合は、その組合の組合員たる資格を有する者について、厚生省令で定める事項を記載した事業者台帳の作成に努めなければならない。

2 組合の組合員たる資格を有する者は、前項の事業者台帳の作成に協力しなければならない。第二章第二節中第十四条の八の次に次の四条を加える。

(組合規約の効力)
第十四条の九 第八条第五項の組合規約(以下「組合規約」という)は、あらかじめ総会の承認を得て、書面をもつてすることにより、その効力を生ずる。

2 組合規約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

3 組合員が組合規約の相手方と締結した契約でその内容が組合規約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分には、その基準によつて契約したものとみなす。

(組合規約の認可等)
第十四条の十 組合が第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事業に

関しその組合の組合員たる資格を有する者と締結する組合規約は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも同様である。

2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該組合規約の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 第八条第一項第一号に規定する事態を克服するための必要かつ最少限度の範囲をこえているものであること。

二 利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。

三 その組合規約によりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が適正化規程により遵守すべき事項と同一でないこと。

3 第九条第三項の規定は第一項の認可の申請があつた場合について、第十条の規定は同項の認可があつた組合規約及びこれに基づいて行なう行為について、第十一条及び第十二条の規定は同項の認可があつた組合規約について、第十三条の規定は同項の認可又はこの項において準用する第十一条の規定による命令若しくは認可の取消しについて準用する。この場合において、第十一条第一項及び第十三条第三項中「第九条第二項各号」とあるのは、「第十四条の十第二項各号」と読み替へるものとする。

(組合交渉の承諾)
第十四条の十一 組合の組合員たる

資格を有する者のうち組合員でない者で、当該業種に属する営業について常時使用する従業員(政令で定める業種にあつては、当該業種に属する営業を営む者の当該営業に係る業務を取次店その他の名称で取り扱う者又はその者が常時使用する従業員で、当該業務に従事するものを含む)の数が三十人(政令で定める業種にあつては、業種ごとに政令で定める員数)をこえるものであるものは、組合の代表者(その組合が会員となつて環境衛生同業組合連合会の代表者でその組合から委任を受けたものを含む。以下第二項において同じ)が、政令の定めるところにより、適正化規程又はその案を示してその適正化規程による第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事業に関し組合規約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限り、その交渉に応じなければならない。

2 組合の組合員と取引関係がある事業者で、常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては、五十人)をこえるものであるものは、その取引条件について、組合の代表者が、政令の定めるところにより、組合規約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、誠意をもつてその交渉に応ずるものとする。

(組合規約に関する勧告)
第十四条の十二 前条第一項の規定による申出が行なわれた場合において、当該組合の申出があつたと

きは、厚生大臣は、第八条第一項第一号に規定する事態を克服するため特に必要があると認めるときは、その交渉の相手方に対し、組合協約の締結に關し必要な勧告をすることが出来る。

第五十六条中「第八条第二項から第四項まで」を「第八条第二項から第五項まで、第八条の二」に、「第十四条の八まで」を「第十四条の十二まで」に改め、「第五十四条第七号又は第八号」との下に、「同条第五項中「その事業」とあるのは「その事業又はその連合会の会員たる組合の事業」と、「組合員のため」とあるのは「会員たる組合又はその組合員のため」とを、「第五十四条第八号又は第九号に掲げる事業」との下に、「第十四条の九第二項及び第三項中「組合員」とあるのは「会員たる組合又はその組合員」と、第十四条の十第一項中「その組合の組合員」とあり、同条第二項第三号中「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と、第十四条の十一第一項中「組合の組合員」とあり、又は「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と、同条第二項中「組合の組合員」とあるのは「会員たる組合又はその組合員」とを加える。

第五十六条の二に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、前項の申出があつたときは、当該申出に係る勧告に關し、できる限りすみやかにその処理をするように努めなければならない。

第五十七条に次の一項を加える。

4 前条第二項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号の四中「環境衛生同業組合」の下に「又は環境衛生同業組合連合会」を、「第八条第一項第六号」の下に「又は第五十四条第四号」を加える。

クリーニング業法の一部を改正する法律案

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「使用して」を「使用し、」に改め、「洗たくすること」の下に「（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。）」を加え、同条第二項中「営む者」の下に「（洗たくをしないで洗たく物の受取り及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）」を加え、同条第四項中「洗たく物を処理するため」を「洗たく物の処理又は受取り及び引渡しのため」に改める。

第三条第三項中第五号を第六号とし、第一号の次に次の一号を加える。

し、第四号の次に次の一号を加える。

五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。

ただし、洗たくが消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

第五条第一項中「営業者」を「クリーニング所を開設しようとする者」に、「設備」を「構造設備」に、「相当の期間内に」を「あらかじめ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（クリーニング所の使用）

第五条の二 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第三条第二項又は第三項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。

第九条第一項中「クリーニング業の従事者」を「営業者及びその使用人で、洗たく物の処理又は受取り及び引渡しの業務に従事する者」に改める。

第十四条第一項中「第五条」の下に「、第五条の二」を加える。

第十五条第一号中「届出をしなかつた」を「届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改め、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

る。

二 第五条の二の規定に違反してクリーニング所を使用した者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のクリーニング業法（以下「旧法」という。）第五条第一項の規定による届出がなされ、この法律の施行の際に開設されているクリーニング所は、この法律による改正後のクリーニング業法（以下「新法」という。）第五条の二の確認を受けたクリーニング所とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第五条第一項の規定による届出がなされ、この法律の施行の際に開設されているクリーニング所については、この法律の施行の日から起算して一年間（洗たく物の受取り及び引渡しのみを行なうクリーニング所については、六箇月間）は、新法第三条第三項第五号の規定は、適用しない。ただし、営業者は、新法第三条第三項第五号の規定の趣旨にそつうに努めなければならない。

4 この法律の施行の際、新法第二条の規定により新たに営業者に該当することとなる者が現に開設している洗たく物の処理又は受取り及び引渡しのための施設については、この法律の施行の日から起算して一年間（洗たく物の受取り及び引渡しのみを行なう施設については、六箇月間）は、新法第三条及び第五条の二の規定は、適用しない。ただし、営業者は、新法第三条の規定の趣旨にそつうに努めなければならない。

び引渡しのみを行なう施設については、六箇月間）は、新法第三条、第四条及び第五条の二の規定は、適用しない。ただし、営業者は、新法第三条の規定の趣旨にそつうに努めなければならない。

5 前項に規定する者に対する同項に規定する施設についての新法第五条第一項の規定の適用については、同条同項中「あらかじめ」とあるのは、「クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）の施行の日から三箇月以内に」と読み替へるものとする。

6 前項の規定により読み替へられた新法第五条第一項の規定による届出をしたときは、当該届出に係るクリーニング所は、附則第四項の期間経過後においては、新法第五条の二の確認を受けたクリーニング所とみなす。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

昭和三十八年七月二日印刷

昭和三十八年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局